

令和8年度第2回 油津歴史文化遺産活用事業推進会議

日時：令和8年7月24日（金）

10：30～12：00

場所：日南市役所 付属棟（飢肥杉TOP館）

《 会 次 第 》

1 開 会

2 議 事

（1）【協議】（仮称）油津歴史資料館の名称について

（2）【報告】（仮称）油津歴史資料館展示物制作等業務委託に係るプロポーザルについて

3 そ の 他

4 閉 会

令和8年度第2回 油津歴史文化遺産活用事業推進会議 出席者名簿

【委員】

※敬称略

No.	区 分	所属団体名	所属団体役職名	氏 名	特記事項
1	地域代表	油津地区自治会	代表者	益田 政司	委員長 ※前市自治会連合会会長
2	地域代表	油津地域協議会	代表者	細田 勝	
3	関係団体	日南商工会議所	専務理事	落合 兼久	副委員長
4	関係団体	一般社団法人 日南市観光協会	事務局長	廣池 幸治	
5	関係団体	一般社団法人 宮崎県建築士会 日南支部	会員 (財産マネジメント課)	山口 勝也	
6	有識者 (文化財・建築)	国立大学法人 鹿児島大学大学院	教授	木方 十根	
7	有識者 (公共調達)	国立大学法人筑波大学 人文社会系	教授	楠 茂樹	
8	有識者 (観光・交通)	宮崎空港ビル株式会社	常務取締役	藤本 誠一	※欠席
9	有識者 (文化財)	教育委員会生涯学習課	文化財専門担当官	長友 禎治	
10	行政（市）	総合政策部	総合政策部長	和田 考巨	※欠席
11	行政（市）	教育委員会事務局	教育部長兼学校教育課長	横山 史朗	※欠席

【事務局】

No.	区 分	所属団体名	所属団体役職名	氏 名	特記事項
1	行政（市）	総合政策部 未来創生課	課長	古澤 慎一郎	
2	行政（市）	総合政策部 未来創生課	課長補佐兼 未来創生係長	吉元 裕次郎	
3	行政（市）	総合政策部 未来創生課	未来創生係 主査	山倉 一浩	
4	行政（市）	総合政策部 未来創生課	未来創生係 副主任主事	遠藤 風花	
5	行政（市）	産業経済部 観光・クルーズ課	課長	谷口 誠一郎	
6	行政（市）	産業経済部 観光・クルーズ課	課長補佐兼 観光・クルーズ政策係長	渡野 真一	
7	行政（市）	産業経済部 観光・クルーズ課	観光・クルーズ政策係 副主幹	阪元 稔史	
8	行政（市）	教育委員会事務局 生涯学習課	課長	梶渡 良也	
9	行政（市）	教育委員会事務局 生涯学習課	文化財係長	平原 英樹	
10	行政（市）	教育委員会事務局 生涯学習課	文化財係 副主幹	佐藤 智文	

令和8年度 第2回 油津歴史文化遺産活用事業推進会議 席次表

日時 令和8年7月24日（金） 10時30分から
場所 日南市役所 付属棟（飫肥杉TOP館）

出入

（敬称略）



油津歴史文化遺産活用事業推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の油津地区における歴史文化遺産の伝承及び賑わい創出を目的として、令和6年3月に策定した『油津の歴史文化遺産を活用したまちづくり計画』に基づく事業（以下「油津まちづくり事業」という。）を一体的に推進し、本市の地域社会及び地域経済の向上に資するため、油津歴史文化遺産活用事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 油津まちづくり事業の円滑な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、油津まちづくり事業の推進に関し必要と認められる事項

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者 5名以内
- (2) 学識経験者 4名以内
- (3) 関係行政機関の職員 2名以内

(任期)

第4条 任期は第2条の所掌事務が終了するまでとし、任期途中に諸事情により退任する場合は、後任者を選任しなければならない。

(役員)

- 第5条 推進会議に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 委員長は、推進会議を代表し、会議を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
 - 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。
 - 4 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ等の設置)

- 第7条 推進会議に諮る事項の検討を行うため、ワーキンググループを設置する。
- 2 前項のワーキンググループは、油津まちづくり事業の関係行政機関の職員をもって組織する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、必要があると認めたときは、部会その他の会議を設置することができる。
 - 4 前条第3項の規定は、ワーキンググループ及び部会その他会議について準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総合政策部未来創生課において処理する。

(報償・旅費)

- 第9条 推進会議及び第7条第3項の規定により設置された部会その他の会議に出席した委員に対して報償費を支給するものとし、その額は予算の範囲内で支給するものとする。
- 2 旅費については、公共交通機関を利用する場合に限り、航空運賃等を実費により計算する。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、推進会議及び第7条第3項の規定により設置された部会その他の会議では、市内に住所がある委員については旅費、行政職員等については報償費、旅費ともに支給しない。

(秘密保持)

第10条 推進会議の委員は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 令和6年度第1回推進会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。